主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人石井政一の上告理由について、

本件建物が四戸建であり、分割可能であるとの所論事実は、原審において主張せられた跡全くなく、従つて原判決も亦これを確定していない。それ故、この事実を前提とする論旨は、原判決に添つているものといえぬ。而して援用の判例は、その事実関係を異にする本件には適切ではない。原判決に法律を不当に適用した違法、判例違反があるとするのは当らない。論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	_
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己